

質問票に対する回答

⑧ 税源の配分・財政の調整

2. 府と特別区への配分について

	質問要旨	回答要旨
1	<p>・財政調整制度において、特別区と大阪府の配分割合の根拠を理解するのは難しい。細かい数字を出しても、住民にはわからない。</p>	<p>・現在の大阪市の事務について、福祉や教育など住民に身近な事務は特別区に、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務は大阪府に引き継がれます。この事務分担に応じて、必要な財源を特別区と大阪府の双方に配分します。こうしたことで、それぞれが担うべき事務を適切に実施していくこととなります。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
2	<p>大阪市で大規模な災害が予想されるのは高潮であり、それを防ぐインフラは防潮堤などの施設です。近年、台風が大型化する状況、また、南海トラフ地震が発生した場合の津波に対する施設への整備は特別区ではどうなりますか？ また、その業務を担当する職員と財源はどうなりますか。</p>	<p>防潮堤の整備などの津波や高潮対策は、大阪全体の安全・安心に関わるものであるため、大阪府が担うことになり、必要な職員と財源を配置、配分します。</p>
3	<p>・大阪府は毎年赤字であり大阪市は毎年黒字のはず。大阪府の赤字補填のため大阪市の財源を奪おうとしているのではないのか。</p>	<p>・大阪府に移転される財源は、他の市町村のために使われたり、大阪府の赤字補てんに使われたりすることはありません。</p> <p>・それらの財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり、大阪府・特別区協議会でその状況を明らかにすることとしています。</p> <p>・また、財政調整制度における特別区と大阪府の経理は、全て新たに設置する特別会計で行うなど透明性を高めているところです。</p> <p>・なお、大阪府の実質収支は、2008(平成20)年度以降12年連続で黒字を維持しています。(2019(令和元)年度の一般会計実質収支は、288億円の黒字でした。)</p>
4	<p>・特別区への財源配分について、10年間20億円を配分するとのことであるが、10年経過後は各特別区の格差が生じないか。</p>	<p>・特別区制度では、大阪市が実施してきた住民サービスを適切に実施できるよう、特別区と大阪府の事務分担に応じて財源を配分し、さらに、各特別区には収支格差が生じることのないよう財政調整する制度が設けられています。</p> <p>・その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して10年間追加的な財源配分の措置を講じるものです。</p> <p>・このため、特別加算(10年間20億円を特別区に配分する仕組み)が終了することによって、各特別区の格差が生じるといったものではありません。</p>

	質問要旨	回答要旨
5	<p>・財政調整財源は必ず特別区へ配分されるのか。</p>	<p>・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。</p> <p>・特別区への財政調整財源の配分(特別区財政調整交付金)は、地方自治法第282条及び府条例の規定により、行われることとなります。</p>
6	<p>・10年間20億円の特別加算の根拠はイニシャルコスト分か。</p>	<p>・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。</p> <p>・この仕組みによって、特別区にも住民サービスを維持していける財源が配分されることとなりますが、特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する追加的な財源配分として特別加算(10年間20億円)の措置を講ずることとされています。</p> <p>・特別加算の規模は、特別区設置によるイニシャルコストとランニングコスト(10年間)の規模も勘案したものとなっています。</p> <p>・詳しくは、第30回大都市制度(特別区設置)協議会資料1 論点ペーパー附属資料Hをご参照ください。</p> <p>https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/cmsfiles/contents/0000488/488347/shiryo1.pdf</p>
7	<p>・10年間20億円の特別加算がなくなった後の財政運営に問題はないのか。</p>	<p>・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して10年間追加的な財源配分の措置を講じるものです。</p> <p>・なお、財政シミュレーションでは特別加算がなくなる令和17年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。</p>
8	<p>・特別区になれば、大阪市のお金がたくさん府に流れて、予算が減ります。どうやって補うのですか。</p>	<p>・特別区における住民サービスに係る財源は、事務分担に応じて配分されるため、住民サービスは維持されます。</p> <p>・特別区制度は、特別区と大阪府それぞれにふさわしい役割分担となるように、徹底して仕事の仕分けを行った上で、それに応じて税などの財源を配分するものです。それぞれが配分された財源を活用し、事務を適切に実施していくこととなります。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。</p> <p>特別区制度(案)6. 財政調整のURL</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryo5-8.pdf</p>

	質問要旨	回答要旨
9	<p>・市税から府税となる税金は市民のために使われ、近隣の他市などのためには使われないことを確認したい。</p>	<p>・大阪府に移転される財源は、他の市町村のために使われたりすることはありません。 ・それらの財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり、大阪府・特別区協議会(仮称)でその状況を明らかにすることとしています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
10	<p>・大阪市は、市税以外に地方交付税を国から受け取っている。特別区設置後は、府に地方交付税が交付されることになるのか。そのうちの一部を特別区が受け取るということか。</p>	<p>・特別区設置後の地方交付税は、大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付されます。特別区へは財政調整交付金により配分されます。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
11	<p>・大阪市民サービスは低下しないと言われているが、これまでの大阪市の税収は、府に移管され、支出は大阪市域外の議員が多くを占める「府議会」で決定される。大阪市民の割合は大阪府民の50%以下であるため、現在なら「市議会」で可決できた案件でも、都構想成立後では大阪市域外にメリットがなければ、否決される場合が発生し、大阪市民にとって不利益が生ずるのではないか。都構想が可決された場合このような問題はないと言い切れるのか。</p>	<p>・ご質問の内容について、「①特別区への財政調整財源の配分割合が不利にならないか」、「②府に移管される広域サービスの点で大阪市民にとって不利益が生じないか」という2つの趣旨を含むものととらえて、回答します。</p> <p>①特別区への財政調整財源の配分割合が不利にならないかという点について ・財政調整制度は、地方自治法に基づき、特別区設置協定書の内容や大阪府・特別区協議会の協議に沿って運用されるものです。特別区のサービスを行うのに必要な財源は配分されます。 ・配分割合を定める大阪府の条例の改正には、大阪府・特別区協議会(仮称)での協議・合意が必要であり、大阪府が任意に配分割合を変更することはありません。</p> <p>②府に移管される広域サービスの点で大阪市民にとって不利益が生じないかという点について ・特別区設置の際には、高度できめ細やかな住民サービスを低下させないよう、特別区及び大阪府は事務を適正に引き継ぐこととしており、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持することとしています。 ・特別区設置後、大阪府へ移管する事務については、府に配分される財政調整財源などを活用して、適切に対応されることとなります。</p>
12	<p>・東京都は、都から特別区財政調整交付金が各区に配分される仕組みであるが、大阪市は政令都市ではなくなると、国からの地方交付税がゼロになるのではないのか。その財源はどうするのか。</p>	<p>・東京と同様、大阪においても特別区財政調整交付金によって各特別区に財源を配分する制度設計となっています。 ・なお、特別区設置後の地方交付税は、大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付されます。その総額は、現行の大阪府と大阪市の水準が維持されることとなっており、特別区へは特別区財政調整交付金により配分されます。</p>

	質問要旨	回答要旨
13	・市立・府立の大学、高校について、各特別区によって負担金が変わるのか。	・現在大阪市が所管している大学・高校は、特別区設置後は、広域サービスとして大阪府に移管されることとなり、府に移転する財源等によって運営されることとなり、特別区に負担金が生じるものではありません。
14	・特別区になれば当初の10年間は各年度20億円の追加財源配分があることで理解できるが、11年目からはどうなるのでしょうか。追加配分がなくなることで財政危機に陥り赤字になるようなことがあれば、市債(借金)等が発生する恐れがあるのではないのでしょうか。	・特別区と大阪府の財源の配分については、事務分担に応じて配分することを基本としており、大阪府が担ってきた事務を特別区と大阪府が適切に実施できる仕組みとなっています。その上で、大都市制度(特別区設置)協議会の協議を踏まえ、特別区設置当初において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対して10年間追加的な財源配分の措置を講じるものです。 ・財政シミュレーションでは特別加算がなくなる令和17年度以降も収支不足は発生しない見込みとなっています。
15	・特別区に10年間、特別加算される20億円の根拠はイニシャルコスト分でしょうか。	・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。 ・この仕組みによって、特別区にも住民サービスを維持していける財源が配分されることとなりますが、特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する追加的な財源配分として特別加算(10年間/毎年20億円)の措置を講ずることとされています。 ・特別加算の規模は、特別区設置によるイニシャルコストとランニングコスト(10年間)の規模も勘案したものとされています。
16	・将来的に府と市(特別区)の仲が悪くなった際(『本当の大阪の姿』)、市域で徴収した税金を適切に使うための手法や制度的担保は何ですか？	・特別区制度は、特別区と大阪府それぞれにふさわしい役割分担となるよう、徹底して仕事の仕分けを行った上で、それに応じて税などの財源を配分するものです。 ・現在の大阪市の事務について、福祉や教育など住民に身近な事務は特別区に、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務は大阪府に引き継がれます。この事務分担に応じて、必要な財源を特別区と大阪府の双方に配分します。こうしたことで、それぞれが担うべき事務を適切に実施していくこととなります。 ・また、財政調整制度は、地方自治法に基づき、特別区設置協定書の内容や大阪府・特別区協議会の協議に沿って運用されるものであり、その趣旨を尊重して府議会で判断されることとなります。 ・なお、各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となります。 ・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものです。
17	パンフレット問11答11について「12年連続で黒字」というが、大阪府が赤字かどうかは、自治体の財政の診断には様々な考え方があり、明らかに偏った考えに基づいている。大阪市民の理性ある判断をゆがめることになりかねない。	・通常、自治体の「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断することとされており、大阪府では12年連続で黒字を維持しております。 実質収支の用語説明については、総務省の下記URLをご参照ください。 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/28data/2016data/yougo.html

	質問要旨	回答要旨
18	<p>パンフレット問12答12について 「協定書にも、移行の子細が書いてあるから心配ない。」と考えるべきか、 「透明性のある仕組み」も協定書には書いてあるが、例外事項も、もっと いっぱい書いてある。あらゆる可能性の幅がある。多様な可能性にふれるべきだ。」と考えるべきか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府市の両議会で承認され、住民投票の対象となる特別区設置協定書には、「大阪府に配分される財源の用途等」に関する事項として、具体的には次のとおり規定されています。 「大阪府は、財政調整制度によって配分された財源を、特別区の設置の日の前日までに大阪府が担っていた広域的な役割を果たすための事業に充当するものとする。」 「大阪府は毎年度、財政調整制度の運用に関する検証に資するため、大阪府・特別区協議会(仮称)に対し、大阪府に配分された財源の充当状況などを報告するものとする。」 「大阪府は、財政調整制度の透明かつ適正な運用を図るため、財政調整制度に係る経理を明らかにする観点から、財政調整交付金や既発債の管理に係る特別会計及び基金を設置する。」 ・これらの規定においては、例外事項を留保するような文言は含まれていません。 ・特別区設置協定書の原文は、下記URLでご確認いただけます。 <p>https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/page/0000513358.html</p>
19	<p>・私たちが納めた税金が本当に私たちが必要とすることに使われるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府に移転される財源は、他の市町村のために使われたり、大阪府の赤字補てんに使われたりすることはありません。 ・それらの財源は、現在大阪府が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり、大阪府・特別区協議会(仮称)でその状況を明らかにすることとしています。 ・また、財政調整制度における特別区と大阪府の経理は、全て新たに設置する特別会計で行うなど透明性を高めているところです。 (・なお、大阪府の実質収支は、2008(平成20)年度以降12年連続で黒字を維持しています。(2019(令和元)年度)年度の一般会計実質収支は、288億円の黒字でした。)
20	<p>・大阪市の税金を大阪府のために使いたいがための特別区なのは。大阪市民のサービス低下は目に見えている。低下させないというのであれば、1円も大阪府には回さないと約束してほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府に移転される財源は、他の市町村のために使われたり、大阪府の赤字補てんに使われたりすることはありません。 ・それらの財源は、現在大阪府が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり、大阪府・特別区協議会(仮称)でその状況を明らかにすることとしています。 ・また、財政調整制度における特別区と大阪府の経理は、全て新たに設置する特別会計で行うなど透明性を高めているところです。 (・なお、大阪府の実質収支は、2008(平成20)年度以降12年連続で黒字を維持しています。(2019(令和元)年度)年度の一般会計実質収支は、288億円の黒字でした。)

	質問要旨	回答要旨
21	<p>・財源配分は過去3か年の支出実績をもとに決定するとの説明があったが、これだと、大阪府側の支出が増えていけば、全体的に大阪府側への配分割合が自動的に増えていく仕組みではないか。配分割合の最終決定権は大阪府側にあります。このような問題点を明記すべきです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置時点における財政調整財源の配分割合は、大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、事務分担に応じて特別区と大阪府に配分することとしています。 ・具体的には、事務分担に応じた配分割合を過去3年間の決算値に基づいて計算し、その平均値を用いて定めることとしており、平成26～28年度の3年平均では、特別区78.7%、大阪府21.3%となっています。 ・今後、特別区設置の準備期間中に決算値を更新し、最終的には特別区設置の前々年度までの3年(令和2～4年度決算)平均を用いて配分割合を算定することとなります。 ・特別区設置後においては、この配分割合は大阪府・特別区協議会(仮称)で毎年度検証します。配分割合の変更についても、必要に応じて協議することとしています。配分割合を定める大阪府の条例の改正には、大阪府・特別区協議会(仮称)での協議・合意が必要です。大阪府が任意に配分割合を変更することはありません。
22	<p>・特別区の収支が赤字になった場合、大阪府へ配分される財源から補填されるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担に応じた必要な財源が配分される制度設計をしています。各特別区では、選挙で選ばれた区長と区議会が、より住民に身近な場所で住民の提案などを受け止め、区民税などの自主財源や配分された財源をマネジメントしながら施策を選択していくことが基本となります。特別区の収支が赤字になれば、大阪府が自動的に補填することはありません。 ・なお、特別区設置後においては、この配分割合は大阪府・特別区協議会(仮称)で毎年度検証します。配分割合の変更についても、必要に応じて協議することとしています。
23	<p>敬老パスや塾代の補助などは、大阪市民以外にはメリットはないので、大阪府設置後に行われる選挙などで撤廃される可能性があるのでしょうか。それとも、現大阪市民だけで判断できる財源が恒久的にあるのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置の際には、高度できめ細やかな住民サービスを低下させないよう、特別区及び大阪府は事務を適正に引き継ぐこととしています。ご質問の敬老パスや塾代の補助などは、特別区に引き継がれることとなり、各特別区において地域の状況や住民ニーズも踏まえながら、内容や水準を維持することとしています。 ・それを支える財源の面では、大阪市が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担に応じた必要な財源が配分される制度設計としてしているところです。
24	<p>・特別区になった場合、サービスは維持できますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度は、特別区と大阪府それぞれにふさわしい役割分担となるよう、徹底して仕事の仕分けを行った上で、それに伴って税などの財源を配分するものです。 ・現在の大阪市の事務について、福祉や教育など住民に身近な事務は特別区に、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務は大阪府に引き継がれます。この事務分担に応じて、必要な財源を特別区と大阪府の双方に配分します。こうしたことで、それぞれが担うべき事務を適切に実施していくこととなります。 ・このため、特別区には、特別区の事務分担に応じた財源が適切に配分され、住民サービスは維持されます。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryu5-8.pdf

	質問要旨	回答要旨
25	<p>・大阪市から府へ移管される財源は透明性を保つということだが、大阪府の財源も合わせて透明化されるのか。</p>	<p>・大阪府では、他の自治体と同様、地方自治法に基づいて、各年度の決算について監査委員の審査を受け、監査委員からの意見を付けて議会に報告するほか、「財政のあらまし」を公表するなど、財務に関する透明性を図っているところです。</p> <p>・特別区制度においては、これに加えて、財政調整制度の運用の透明性という観点から、財政調整財源を府の特別会計で管理するとともに、その運用状況や府に配分された財源の充当状況などを公表し、大阪府・特別区協議会(仮称)に報告することとしているものです。</p>
26	<p>・地方自治法での都区財政調整交付金の目的に「都と特別区、特別区相互の財源の均衡を図り」とありますが、都と区の財政バランスが大きく変化したときは財政調整交付金の割合は変わるのでしょうか。</p>	<p>・特別区設置後においては、特別区と大阪府の配分割合は大阪府・特別区協議会(仮称)で毎年度検証し、必要に応じて協議する制度設計としています。</p> <p>・この協議会の検証においては、税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜協議を行うこととしており、配分割合の変更について合意した場合は、府条例を改正し、特別区と大阪府の配分割合を変更することとなります。</p>
27	<p>・大阪市が今まで使用していた広域機能費が、特別区になることで使えなくなるのではないかと。</p>	<p>・特別区制度は、特別区と大阪府それぞれにふさわしい役割分担となるように、徹底して仕事の仕分けを行った上で、それに応じて税などの財源を配分するものであり、広域的な事業は大阪府が承継することとなります。大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり他の市町村のために使われたりすることはありません。特別区・大阪府のそれぞれが配分された財源を活用し、事務を適切に実施していくこととなります。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>
28	<p>・特別区に割かれる予算は前年の時と比べて、何%削減されて、どのくらいの金額が特別区外に流れるのでしょうか。</p>	<p>・特別区における住民サービスに係る財源は、事務分担に応じて配分されるため、住民サービスは維持されます。</p> <p>・大阪府に配分される財源は、現在大阪市が担っている広域的な役割を果たすための事業に充当するものであり他の市町村のために使われたりすることはありません。</p> <p>・特別区制度は、特別区と大阪府それぞれにふさわしい役割分担となるように、徹底して仕事の仕分けを行った上で、それに応じて税などの財源を配分するものです。それぞれが配分された財源を活用し、事務を適切に実施していくこととなります。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p>

	質問要旨	回答要旨
29	<p>「財源の配分は、大阪府に特別会計を設け、透明性を確保します」とありますが、各特別区への財源配分を行う時に、大阪府の特別会計は府議会の議決が必要ですか？各特別区が要求した予算は全て認められるのですか、それとも府議会の議決で否決されることもあるのですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府から特別区に配分するする財政調整交付金は、毎年度予算として知事が府議会に提出し、府議会の議決を経ることとなります。財政調整制度は、地方自治法に基づき、特別区設置協定書の内容や大阪府・特別区協議会(仮称)の協議に沿って運用されるものであり、その趣旨を尊重して府議会で判断されることとなります。 ・なお、各特別区に財源を配分する特別区財政調整交付金は、国の地方交付税の算定方法と同様に、各特別区が標準的に行う住民サービスの費用から、各特別区の税金などを控除した財源不足額に対応して交付することが基本となります。 ・この標準的に行う住民サービスの費用算定とは、人口や面積といった基準のほか、児童・生徒数、高齢者数など、様々な指標を考慮して客観的に行われるものです。 ・なお、こうして各特別区に配分された財源をどのように使うかは、各特別区が自主的に決めることができ、大阪府議会の議決は必要ありません。特別区長のマネジメントのもとで、その他の財源と組み合わせて独自のサービス充実を図ることも可能です。
30	<ul style="list-style-type: none"> ・東京では財政調整財源の比率は都45%区55%でやっているの説明会で聞いた。大阪では、その都度見直しをするとのことだが、最初は45:55の割合で試算しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整財源は、大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、事務分担に応じて特別区と大阪府に配分することとしています。 ・具体的には、事務分担に応じた配分割合を過去3年間の決算値に基づいて計算し、その平均値を用いて定めることとしており、平成26～28年度の3年平均では、特別区78.7%、大阪府21.3%となっています。 ・今後、特別区設置の準備期間中に決算値を更新し、最終的には特別区設置の前々年度までの3年(令和2～4年度決算)平均を用いて配分割合を算定することとなります。 ・なお、特別区設置後においては、この配分割合は大阪府・特別区協議会(仮称)で毎年度検証します。配分割合の変更についても、必要に応じて協議することとしています。
31	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区になると市町村よりも財源、権限が小さくなるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度は、特別区と大阪府それぞれにふさわしい役割分担となるよう、徹底して仕事の仕分けを行った上で、それに伴って税などの財源を配分するものです。 ・現在の大阪市の事務について、福祉や教育など住民に身近な事務は特別区に、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務は大阪府に引き継がれます。この事務分担に応じて、必要な財源を特別区と大阪府の双方に配分します。こうしたことで、それぞれが担うべき事務を適切に実施していくこととなります。 ・このため、特別区には、特別区の事務分担に応じた財源が適切に配分され、住民サービスは維持されます。

	質問要旨	回答要旨
32	<p>・大阪府に移転配分されるのは、パンフレットでは、約2000億円、財政調整財源(大阪府分)約1000億円となっていますが、配分算定基準はどのように決められているのか。</p> <p>・この配分割合は、特別区設置までに変更がありえるのか。特別区設置後ならばどのような手続きになるのか。</p>	<p>・特別区設置時点における財政調整財源の配分割合は、大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、事務分担に応じて特別区と大阪府に配分することとしています。</p> <p>・具体的には、事務分担に応じた配分割合を過去3年間の決算値に基づいて計算し、その平均値を用いて定めることとしており、平成26～28年度の3年平均では、特別区78.7%、大阪府21.3%となっています。</p> <p>・今後、特別区設置の準備期間中に決算値を更新し、最終的には特別区設置の前々年度までの3年(令和2～4年度決算)平均を用いて配分割合を算定することとなります。</p> <p>・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 特別区制度(案)6. 財政調整のURL http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siryos5-8.pdf</p> <p>・また、特別区設置後においては、この配分割合は大阪府・特別区協議会(仮称)で毎年度検証します。配分割合の変更についても、必要に応じて協議することとしています。配分割合を定める大阪府の条例の改正には、大阪府・特別区協議会(仮称)での協議・合意が必要です。大阪府が任意に配分割合を変更することはありません。</p>
33	<p>・大阪府に配分される財源のうち目的税(大阪府分)約400億円の内訳ですが、これは都市計画税と事業所税の合計額がそのまま府に配分されるということですか？またこの2科目は毎年度固定的に府に配分されるしくみですか？</p>	<p>・大阪府が課す目的税である都市計画税、事業所税については、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、特別区と大阪府の双方の事業に充当することとしています。</p> <p>・その配分割合は過去3年間の決算値に基づいて計算し、その平均値を用いて定めることとしており、平成26～28年度の3年平均では、特別区53%、大阪府47%となっており、平成28年度決算ベースでは約400億円が大阪府に配分されます。</p> <p>・今後、特別区設置の準備期間中に決算値を更新し、最終的には特別区設置の前々年度までの3年(令和2～4年度決算)平均を用いることとなります。</p>
34	<p>・住民サービスを維持するのに必要な財源が確保されない場合は府からの財源補てんがあると考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>・大阪市が現在実施している住民サービスを適切に提供できるよう、事務分担に応じた必要な財源が配分される制度設計をしています。各特別区では、選挙で選ばれた区長と区議会が、より住民に身近な場所で住民の提案などを受け止め、区民税などの自主財源や配分された財源をマネジメントしながら施策を選択していくことが基本となります。特別区の収支が赤字になれば、大阪府が自動的に補填するということはありません。</p> <p>・なお、特別区設置後においては、この配分割合は大阪府・特別区協議会(仮称)で毎年度検証します。配分割合の変更についても、必要に応じて協議することとしています。</p>

	質問要旨	回答要旨
35	<p>・特別区の財源は府議会で決まり、7割の議員は市外の人で、財政シミュレーション通りうまく財政運営が成り立つのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置時点における財政調整財源の配分割合は、大阪市が現在実施している住民サービスを特別区と大阪府が適切に提供できるよう、事務分担に応じて特別区と大阪府に配分することとしています。 ・具体的には、事務分担に応じた配分割合を過去3年間の決算値に基づいて計算し、その平均値を用いて定めることとしており、平成26～28年度の3年平均では、特別区78.7%、大阪府21.3%となっています。 ・今後、特別区設置の準備期間中に決算値を更新し、最終的には特別区設置の前々年度までの3年(令和2～4年度決算)平均を用いて配分割合を算定することとなります。 ・特別区設置後においては、この配分割合は大阪府・特別区協議会(仮称)で毎年度検証します。配分割合の変更についても、必要に応じて協議することとしています。配分割合を定める大阪府の条例の改正には、大阪府・特別区協議会(仮称)での協議・合意が必要です。大阪府が任意に配分割合を変更することはありません。
36	<p>特別区の設置から10年間は特別区に対して追加的財源(各年度20億円)を配分というが、府に移管される都市計画税や事業所税の金額と比べてかなり少ないのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。 ・この仕組みによって、特別区にも住民サービスを維持していける財源が配分されることとなりますが、特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する10年間の追加的財源配分として特別加算の措置を講ずるものです。 ・こうした趣旨から、追加的財源配分は経過措置とし、期間としては、以前の市町村合併推進法のもとで合併市町村について交付税の算定替え特例が10年間適用されることも参考に設定しています。 ・一方で、大阪府が課す目的税である都市計画税、事業所税についても、事務分担に応じた配分を行います。具体的には、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、特別区と大阪府の双方の事業に充当することとしています。 ・その配分割合は過去3年間の決算値に基づいて計算し、その平均値を用いて定めることとしており、平成26～28年度の3年平均では、特別区53%、大阪府47%となっており、平成28年度決算ベースでは約400億円が特別区に配分されます。 ・今後、特別区設置の準備期間中に決算値を更新し、最終的には特別区設置の前々年度までの3年(令和2～4年度決算)平均を用いることとなります。 ・なお、特別区設置後においては、この配分割合は大阪府・特別区協議会(仮称)で毎年度検証し、必要に応じて協議する制度設計としています。

	質問要旨	回答要旨
37	<p>事務処理特例制度を活用して特別区の事務とするのであれば、その所要経費は地方財政法第28条により大阪府が負担すべきであり、財政調整制度によって措置すべきでないのでは。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区制度は、特別区と大阪府それぞれにふさわしい役割分担となるよう、徹底して仕事の仕分けを行った上で、それに応じて税などの財源を配分するものです。 ・現在の大阪市の事務について、福祉や教育など住民に身近な事務は特別区に、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務は大阪府に引き継がれます。この事務分担に応じて、必要な財源を特別区と大阪府の双方に配分します。こうしたことで、それぞれが担うべき事務を適切に実施していくこととなります。 ・事務処理特例条例により各特別区において処理する事務については、ご質問にある地方財政法第28条に基づき財源措置が必要となりますが、その方法について過去に総務省に照会したところ、特別区財政調整交付金によることも可能であることを確認しています。そこで、事務処理特例による移譲事務の財源措置は特別区財政調整交付金で措置することを基本としています。 ・詳しくは、特別区制度(案)6. 財政調整をご覧ください。 <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/siry05-8.pdf</p>
38	<p>・政令指定都市でなくなれば、基礎自治機能部分で不足が生じた際に、国からの全額の交付金が受けられなくなる。大阪市廃止になれば、大阪府の財源が底を尽きた場合、基礎自治に要する費用すら、事欠く事態になり、福祉サービスの低下は避けられないのではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置後の地方交付税は、大阪府分と特別区分が合算で大阪府に交付されます。現行の大阪府と大阪市の総額は維持されます。特別区へは特別区財政調整交付金により配分されます。 ・このことを前提条件として、財政シミュレーションでは、大阪府が毎年度作成している「今後の財政収支概算(粗い試算)」(2020年(令和2年)3月版)を推計の基礎とし、特別区の制度設計を前提に特別区と大阪府に仕分け、これに反映されていない改革効果額・組織体制の影響額・特別区設置に伴うコストを加味して試算しています。 ・その結果、特別区に収支不足は発生しない見込みとなっています。 ・財政シミュレーションは、もとより相当の幅をもってみるべきものですが、仮に収支が下振れすることとなった場合、歳出抑制(経費削減等)や歳入確保(公有地の売却・地方債の活用等)などにより対応することとなりますが、それは他の市町村でも共通することであり、今の大阪市のままであっても同様の対応が必要です。 <p>特別区設置における財政シミュレーションのURL</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34351/00358699/200811siry0_R2.3.pdf</p>
39	<p>特別区設置後は長居公園などの大規模公園が府に移管されるが、管理費は特別区が負担することとなっているのはおかしい。他の府営公園と同じく府税で負担すべきだ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府に引き継がれる事務は府税で負担すべきだのご指摘ですが、現在の大阪市の事務は、人口や企業が高度に集積する大都市地域ならではの税収力を活かし、そうした地域の市町村が担うにふさわしい事務、つまり「大都市地域における市町村事務」として実施しているものです。特別区の設置に伴い、事務の担い手が特別区・大阪府に分かれても、事務の趣旨・目的が変わるわけではなく、引き続き「大都市地域における市町村事務」として実施していくこととなります。 ・このため、福祉や教育など住民に身近な事務は特別区に、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務は大阪府に引き継ぐという事務の分担に応じて、必要な財源を特別区と大阪府の双方に配分し、それぞれが担うべき事務を適切に実施していく制度設計としているものです。 ・詳しくは、第17回大都市制度(特別区設置)協議会資料1 大阪府に移管する事務に係る財政調整制度上の取扱いについて をご覧ください。 <p>https://www.city.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/cmsfiles/contents/0000456/456677/siry01.pdf</p>

	質問要旨	回答要旨
40	<p>10年間毎年20億円が、特別区に特別加算されるとのことだが、財源はどうなっているのか。大阪府議会又は大阪府は承認済みなのか。毎年度の支出となるが、どのように処理されるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政調整制度では、現在大阪市が実施している住民サービスを特別区・大阪府の双方で適正に実施していけるよう、事務分担に応じた財源配分をすることとしています。この仕組みによって、特別区にも住民サービスを維持していける財源が配分されることとなりますが、特別区設置期において住民サービスをより安定的に提供できるよう、特別区に対する追加的な財源配分として特別加算の措置を講ずることとし、期間としては、以前の市町村合併推進法のもとで合併市町村について交付税の算定替え特例が10年間適用されることも参考に(10年間20億円)の措置を講ずることとしています。 ・また、特別加算の規模は、特別区設置によるイニシャルコストとランニングコスト(10年間)の規模も勘案したものとなっています。 ・特別加算については、特別区設置協定書に明記されており、府の条例にも記載されることとなります。この財源は府の条例に沿って、各年度の府の予算に確実に計上されることとなります。